

常総市農業委員会事務局障がい者活躍推進計画

機関名	常総市農業委員会
任命権者	常総市農業委員長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
常総市農業委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	<p>常総市農業委員会事務局は全ての職員が市長部局からの出向者であり、事務局において独自の職員採用は行っていない。</p> <p>しかしながら、今後他部局からの出向により障がいのある職員が配属になることを想定した場合、全ての職員が障がい者について理解を深め、体制整備や各種取組が必要であるため、本計画を策定する。</p>
目標	
①採用に関する目標	採用については、出向元である市長部局と連携を密に、障がい者である職員の配属を目指し協議する。
②定着に関する目標	なし。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	
	<p>○障害者雇用推進者として農業委員会事務局長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、茨城労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○障がい者である職員が配属となった際は、面談等を通じて、適切なマッチングができているかの点検を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	<p>○障がい者である職員が配属となった際は、半期ごとに実施している人事評価面談時に、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置に講じるに当たっては、本人からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や、通院への配慮等の取組を行う。</p>
4 その他	
	○国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等

	に関する法律に基づく障害者就労支援等への発注等を通じて、 障がい者の活躍の場の拡大を推進する。
--	--